



平成31年4月1日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
地域振興課	移住定住係	堀	内線 2056 直通 058-272-8078 FAX 058-278-3530
産業人材課	人材確保係	子林	内線 3292 直通 058-272-8406 FAX 058-278-2676
商業・金融課	資金融資係	林	内線 3062 直通 058-272-8389 FAX 058-278-2672

東京圏から移住された方に移住支援金を支給する制度を新設

県では、人口減少社会においても地域が活力を保ち続けられるよう、都市部からの移住定住施策に取り組んでいるところです。

このたび、国の地方創生推進交付金を活用し、東京圏^{*1}から岐阜県へ移住した方に対し、県と市町村が共同で移住支援金を支給する制度を新設しましたので、お知らせします。

記

1 移住支援金の概要

- (1) 対象 以下の要件を全て満たす者
- ・ 住民票を移す直前に連続して5年以上、東京23区に在住していた者又は東京圏在住で23区へ通勤していた者
 - ・ 平成31年4月1日以降に岐阜県内に転入した者
 - ・ 転入後3か月以上1年以内である者
 - ・ 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある者
 - ・ 都道府県が公開するマッチングサイトに掲載された中小企業等に就業又は地域課題の解決に資する事業^{*2}を起業した者
- (2) 支給額 最大100万円（世帯100万円、単身60万円）
- (3) 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4
- (4) その他
- ・ 詳細は、以下のウェブサイトを参照
岐阜県移住定住ポータルサイト「ふふふぎふ」
URL：<https://www.gifu-iju.com/category/job>
 - ・ 岐阜県が公開するマッチングサイトは以下を参照
岐阜県中小企業総合人材確保センターホームページ
URL：https://www.jinzai-gifu.jp/uij_turn

2 申請方法

各市町村の窓口（移住定住担当課）に申請

※必要書類等については各市町村に直接お尋ねください。

3 その他

移住支援金の支給対象者のうち、地域課題の解決に資する事業を起業した者に対して、最大200万円を上乗せして支給する制度を創設予定です。

詳細は5月頃、別途お知らせします。

※1 東京圏

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（法で指定する条件不利地域を除く）

※2 地域課題の解決に資する事業

地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援等